

○ 目次

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】	2
【2. 臨床実習の在り方について】	4
【3. 教員について】	8
【4. 第三者による外部評価の実施について】	11
【5. 告示 227 号で指定する科目の見直しとその審査基準の新設について】	12
【6. 国家資格の受験資格取得のための要件について】	13
【7. その他について】	14

(略称)

「法」：言語聴覚士法（平成9年法律第132号）

「令」：言語聴覚士法施行令（平成10年政令第299号）

「施行規則」：言語聴覚士法施行規則（平成10年厚生省令第74号）

「指定規則」：言語聴覚士学校養成所指定規則（平成10年文部省・厚生省令第2号）

「告示 225 号」：言語聴覚士法第 33 条第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成 10 年厚生省告示第 225 号）

「告示 226 号」：言語聴覚士法第 33 条第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成 10 年厚生省告示第 226 号）

「告示 227 号」：言語聴覚士法第 33 条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成 10 年厚生省告示第 227 号）

「指導ガイドライン」：言語聴覚士養成所指導ガイドライン（令和6年5月24日医政発0524第7号厚生労働省医政局長通知）

【1. 指定規則及び指導ガイドラインの教育内容と単位数の見直しについて】

○ 教育内容及び教育目標について

問1-1 教育内容がこれまでの科目指定から大綱化された理由は何か。また、指導ガイドラインの別表1の教育目標の内容と単位数に該当すれば、個々の科目名や科目数は学校又は養成所の裁量で決めてよいか。

(答)

指定規則は、平成9年の資格創設時の翌年に教育科目と各時間数が定められて以降、大きな改正は行われていないが、超高齢社会の進展に伴う障害の重度化と病態の複雑化への対応と専門職へのニーズの拡大等、言語聴覚士を取り巻く環境は変化してきた。こうした変化に弾力的に対応した教育が実施できるよう、教育内容を学問的記載から包括的な記載に改めるとともに、指導ガイドラインに教育目標を新設することで教授内容が一定の水準となるようにした。

個々の科目名や科目数については貴見のとおりだが、教育内容及び教育目標を踏まえた科目名や科目数とすること。

問1-2 指定規則の見直し内容として、選択必修分野がなくなった理由は何か。

(答)

従前の選択必修分野には、専門基礎分野又は専門分野を中心とした講義や実習を行うこととする以外に明確な規定が設けられておらず、学校及び養成所によってその教授内容に幅があった。今回の見直しにあたって、基礎分野に「言語聴覚療法の基盤」を新設して選択必修分野で教授されていた内容を集約するとともに、教育目標を新設して指導内容に一定の水準を持たせることとした。

問1-3 基礎分野「言語聴覚療法の基盤」で学修する内容について示して欲しい。

(答)

問1-2のとおり、「言語聴覚療法の基盤」は従来の選択必修分野で取り扱っていた専門基礎分野又は専門分野を中心とした講義又は実習を集約しつつも、基礎分野の教育内容として新設されたことを踏まえて、上級学年で教授する専門基礎分野や専門分野の前段階として、教育目標「言語聴覚療法の基盤となる知識・技能及び態度を修得する」に基づいた教授内容とされたい。

問1-4 改正前の指定規則の教育内容に明示されていた「関係法規」や「脳性麻痺」等のように、改正後の教育内容・教育目標で全く言及されていない項目についてはどこで扱うのか。

(答)

教育内容の規定に沿って教育目標が達成できれば、どの科目で何を教授するかは各学校又は養成所の判断で設定して差し支えない。

問 1-5 専門基礎分野の「基礎医学」、「臨床医学」、「臨床歯科医学」が「人体のしくみ・疾病と治療」に集約されて2単位分増加し、指導ガイドラインの教育目標に「栄養学」、「薬理学」、「医用画像の評価」、「救急救命」が明記されたが、これらの内容がわかるような科目を新たに2単位分設定すれば良いか。あるいはこれらの項目をオムニバスで講義する2単位分の科目を新たに設定すれば良いか。

(答)

改正後の指導ガイドラインの別表1に追加された教育目標については、必ずしも新たに科目として設定する必要はないが、教育目標にあるいずれの項目も確実に達成できるように教授内容に入れること。

問 1-6 専門分野に新たな科目として「地域言語聴覚療法学」と「言語聴覚療法管理学」が必修化されたが、どのような内容をカリキュラムに盛り込むことを期待しているのか。モデルシラバスを示す予定はあるのか。

(答)

モデルシラバスを示す予定はない。指導ガイドライン別表1の教育目標に示しているとおり、地域言語聴覚療法学については「障害児・者、高齢者の地域における生活を支援するための諸制度や自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携など言語聴覚士に必要な知識・技能ならびに支援のあり方について修得する」としている。言語聴覚療法管理学においては「言語聴覚療法を支えるシステムと制度を理解し、言語聴覚療法の質及び業務・情報・安全等に関する管理について学ぶとともに職業倫理を順守する態度を養う」としている。

問 1-7 専門分野の教育目標に「喀痰等の吸引」が明記されたが、どの程度の時間数が想定されているか。また、吸引シミュレーターなどを用いて授業を行うことは必須か。

(答)

指導ガイドラインの別表1の教育目標に「喀痰等の吸引」が掲げられているが、その具体的な時間数及び教授方法（機械器具を含む。）については規定していない。なお、教育目標には、「その他の援助に関する知識・技能・態度を修得する」とされていることから、喀痰等の吸引についてもこれらの目標を達成するために、一連の手順を身に付けることができるような実技等を含むよう計画されたい。

問 1-8 評価実習の教育目標に「指導者の指導の下、対象者の神経心理学的特徴等が明らかとなる評価法を選択し、実施することを学ぶ」と掲げられている。実習施設は、必ずしも神経心理学的症状を有する方を対象とした医療機関等ばかりではないが、この目標をどのように考えれば良いか。

(答)

指導ガイドラインの別表3に掲げられた当該目標は、実習施設の多くが、失語症を含む高次脳機能障害に対する言語聴覚療法を実施しているという実態を念頭に置いたものである。本目標の趣旨は、言語聴覚療法における典型的な症状に対する評価を修得させるというものであって、多様な実習施設において学修することを妨げるものではないことから、各実習施設の特性に応じた、適切な評価法による実習を実施できるよう計画されたい。

【2. 臨床実習の在り方について】

○ 臨床実習指導者講習会について

問2-1 厚生労働省が指定する臨床実習指導者講習会はいつから開催されるのか。

(答)

改正指定規則の公布に伴って、臨床実習指導者講習会開催指針（令和6年5月24日付け医政発0524第5号）が通知で示されたところである。本指針に基づいて、講習会の開催主催者が厚生労働省に確認依頼書を提出し、承認された場合に指導者講習会が実施される。

問2-2 厚生労働省が指定する臨床実習指導者講習会の実施主体に制限はあるのか。

(答)

実施主体に制限は無いが、臨床実習指導者講習会の開催指針の基準を満たした確認依頼書を厚生労働省に提出し承認される必要がある。

問2-3 講習会主催責任者、講習会企画責任者、講師の要件について具体的に示して欲しい。

(答)

講習会主催責任者、講習会企画責任者、講師（専ら講義を行う者）については、特段の要件を定めていないが、その者の学識等を勘案し、適切に選定すること。

問2-4 臨床実習指導者講習会の講習会世話人の要件である「…又はこれと同等以上の能力を有する者」には、教育に関する科目を4単位以上大学又は大学院で履修し、卒業・修了した者は含まれるか。

(答)

指定規則第4条第1項第11号に該当する者であって、かつ実習指導者として実習生を指導した十分な経験があれば、講習会世話人となることができる。なお、これをもって実習指導者になることはできない。

問2-5 臨床実習指導者講習会の講習会世話人の要件である「…又はこれと同等以上の能力を有する者」には、改正省令公布時に既に言語聴覚士の専任教員である者で、臨床実習の指導経験があれば該当するか。

(答)

専任教員は、学生指導のほか臨床教育にも習熟していると考えられることから、臨床実習指導者として臨床実習生を指導した十分な経験があれば、講習会世話人となることができる。ただし、臨床実習指導者講習会の質を担保するために、改正指定規則の公布時に既に専任教員である者であっても講習会を修了することが望ましい。

問2-6 臨床実習は見学実習、評価実習、総合臨床実習で構成するとされているが、その実施時期や各単位数は学校又は養成校の裁量で決めてもよいか。

(答)

臨床実習の実施時期や構成割合について特に定めはないものの、指導ガイドラインの別表3には臨床実習の実施における教育目標が示されており、それらの目標を達成できるよう各実習の実施時期と単位数を適切に設定・運用する必要がある。例えば、見学実習が多く、評価実習や総合臨床実習が少ない実習計画の作成等は改正の趣旨に反することになるので留意されたい。

<例>

養成課程により異なるが、見学実習は低学年時に1週間程度、評価実習は低学年～中学年時に2～3週間以上、総合臨床実習は中学年～最終学年時に8～12週間以上を行う。

問2-7 見学実習は実習指導者によらないことができるとされているが、言語聴覚士以外の指導者でも可能なのか。

(答)

言語聴覚士以外でも可能である。一方で、見学実習の教育目標は「言語聴覚障害がある人の抱える問題とその背景について学ぶ」、「言語聴覚士の役割と業務について学ぶ」とされていることから、目標達成の観点から指導者は言語聴覚士であることが望ましいものの、実習施設の実情に応じて、専任教員が実習施設で指導する等の対応であっても差し支えない。

問2-8 評価実習と総合臨床実習を連続して同じ医療施設において実施してよいか(評価実習と総合実習を連結して行う場合を想定)。

(答)

臨床実習は段階ごとに教育目標が異なっており、各段階の終了時の評価内容を踏まえて、次の段階に進むことが重要であり、段階の異なる実習を連結して実施することは適切でない。

問2-9 臨床実習における指導方法は診療参加型実習(クリニカル・クラークシップ)で行うと考えてよいか。

(答)

診療参加型実習に必ずしも限定されない。

○ 臨床実習前後の評価、実習後の振り返りについて

問2-10 1単位は臨床実習前後の評価、臨床実習後の振り返りを行うこととあるが、この1単位を、「8単位以上は病院又は診療所において行う」中に含めてよいのか。つまり、病院等の実習を実質7単位にしてもよいのか。

(答)

臨床実習前後の評価、臨床実習後の振り返りは、学校又は養成所において教員の指導のもとで実施されるものである。したがって病院又は診療所における臨床実習とは別に実施すべきものであり、この中に含めることはできない。

問2-11 1単位は臨床実習前の評価、臨床実習後の振り返りを行うこととあるが、これら全てを合計して1単位か。また、見学実習、評価実習、総合臨床実習のそれぞれについて、1単位ずつ実施するのか。

(答)

臨床実習前後の評価、臨床実習後の振り返りは、実習前後の合計で1単位である。見学実習、評価実習、総合臨床実習のうち、どの実習の前後で実施するかについて特段の規定は無いものの、改正の趣旨及び教育目標に鑑みて、特に総合臨床実習の前後に実施することを想定している。

なお、臨床実習前後の評価及び臨床実習後の振り返りを2単位以上行うことは差し支えないものの、臨床実習の総単位数15単位以上のうち、実習施設における臨床実習を14単位以上、実習前後の評価及び実習後の振り返りを1単位以上実施することを想定していることから、臨床実習前後の評価及び臨床実習後の振り返りを2単位以上実施する場合には、実習施設における臨床実習を14単位以上実施する計画とされたい。

問2-12 臨床実習前の技術・知識の到達度評価項目や水準に指定はあるか。

(答)

項目及び水準についての指定はないが、指導ガイドラインの別表3に掲げる教育目標に基づいて、学生が臨床実習で求められる知識、技能及び態度を評価できる項目及び水準となるよう工夫されたい。

○ 実習指導者の要件について

問2-13 実習指導にあたる者全員が、実習指導者の要件に当てはまる必要はあるか。また、実習施設に実習指導者の要件を満たす者は1人でもいればよいのか。副担当にもこの要件を当てはめるのか。

(答)

適当な実習指導者とは、厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会を修了した者であり、臨床実習指導を行おうとする者すべてに受講を求めるものである。実習指導者の要件を満たしていない者は、実習指導はできない。実習指導者の指導・監督の下、診療チームの一員として実習指導者と一緒に補助的な指導を行うことはできるが、安全管理やハラスメント防止等が確実に行われるよう留意されたい。なお、副担当を置く場合であっても、臨床実習指導者1人が一度に担当する学生の数は2人を限度とすることは変わらない。

問2-14 実習指導者は免許を受けた後5年以上実務に従事した者とあるが、産休、育休取得者、時短勤務者、非常勤・パート・アルバイト勤務者はどのように考えればよいか。また、業務には、例えば行政における業務や言語聴覚療法関連企業・大学における研究・開発業務も含まれるのか。

(答)

勤務時間を日数換算する等により、実質的に、言語聴覚士法第2条に掲げる業務に5年以上従事した者である。

<参考> 言語聴覚士法第2条

この法律で「言語聴覚士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

問2-15 実習指導者としてのこれまでの指導経験年数が高い場合(例えば10年以上など)、厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会を受講したものとみなすことはできるか。

(答)

みなすことはできない。臨床実習指導者の要件は、厚生労働省医政局長通知(令和6年医政発0524第3号)に示す者である。

<参考> 厚生労働省医政局長通知(令和6年医政発0524第3号)

1 適当な実習指導者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した、十分な指導能力を有する者であって、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。
- (2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会(令和6年5月24日付け医政発0524第5号)を修了した者又は令和6年度以降に開催される厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会を修了した者であること。
- (3) ハラスメントの防止に努める者であること。

問2-16 令和5年度以前に厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が開催する「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」を修了した者は、臨床実習指導者講習会の修了者として認められないことになっているが、この理由如何。また、臨床実習指導者講習会の修了者として認められるための何らかの方法はあるのか。

(答)

令和5年度以前の「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」のカリキュラムは、臨床実習指導者講習会の開催指針に掲げる教育内容のうち一部が不足する一方、令和6年度以降に開催される「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」のカリキュラムには、臨床実習指導者講習会の教育内容が全て含まれるためである。

なお、令和5年度以前の修了者については、臨床実習指導者講習会の開催指針に掲げるテーマのうち、「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」で不足する科目を追加履修したことを厚生労働省が認定した場合、修了者とみなすことが可能である。認定を受けるためには、認定を受けたい者が履修した「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会」と臨床実習指導者講習会の教育内容及び履修時間等の対応表等やシラバス等、履修を証明する資料を提出する必要がある。

【3. 教員について】

○ 専任教員養成講習会と専任教員の要件について

問3-1 専任教員養成講習会はいつから、どのように開催されるのか。

(答)

改正後の指定規則の附則第1条のとおり、専任教員になるための要件は令和8年4月1日より適用されることから、令和7年度中に専任教員養成講習会を開催できるように開催団体が準備を進めている。

問3-2 専任教員養成講習会を受講した専任教員が、数年間教育現場を離れて臨床業務に従事し、再び専任教員になるためには、再び専任教員養成講習会を受講する必要があるのか。

(答)

再度受講することは必須ではない。ただし、長期間（例えば5年以上）教育現場を離れるなど、その間に教育環境の変化が想定される場合には、学校又は養成所側の判断により再度専任教員養成講習会を受講する機会を設けるなど、学校又は養成所における教育の質の向上に努めることが望ましい。

問3-3 改正前から専任教員である者も、専任教員養成講習会を受講する必要があるか。また、同講習会を受講していない専任教員が改正以降に、例えば1年間教員を辞めて臨床業務に従事し、再び専任教員になる場合には、専任教員養成講習会を受講する必要があるのか。

(答)

改正前から継続して専任教員である者は、専任教員養成講習会を受講する必要はない。ただし、改正以降に別の学校又は養成所に異動する場合や、一度教員を辞めて再び専任教員になる場合には講習会を受講する事が望ましい。また、継続的に専任教員の質の向上を図っていく必要があることから、教育に関する講習会等を受講したことのない専任教員については、教育学に関する科目を修めさせる、又は厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会を受講させる、又は厚生労働省が指定した専任教員養成講習会を受講させるなど、専任教員の質の向上に努めることが望ましい。

問3-4 厚生労働省が指定した専任教員養成講習会は、他の講習会等で代替できるか。また、例えば10年以上の臨床経験をもって替えることはできるか。

(答)

言語聴覚士学校養成所指定規則第4条第1項第6号に定める者以外は専任教員として認められない。

問3-5 専任教員養成講習会の開催指針の「6. その他の要件」では、大学等における科目の履修や指定された講習会等の受講によって、一部の科目を免除することができるが、具体的にはどのような手続きが必要か。

(答)

大学や講習会等で履修した科目の教育内容及び授業時間数と、専任教員養成講習会の教育内容及び授業時間数が同等であることを示す資料を厚生労働省に提出し、それらが同等であると認められた場合に免除できる。

問3-6 「教育に関する科目」を一般の大学や放送大学などで、科目等履修生として4単位以上、あるいは不足していた必要単位数以上修得した場合の単位も、専任教員になる要件として認められるか。

(答)

認められない。指定規則第4条第1項第6号にあるとおり、「大学において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学を卒業したもの」又は「大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学院の課程を修了したもの」であり、単位の取得だけでなく、当該大学の卒業又は当該大学院を修了する必要がある。

問3-7 専任教員の要件にある「4単位以上の教育に関する科目」について、具体的な科目名の提示はあるか。

(答)

教育に関わる科目とは、1)教育の本質・目標、2)心身の発達と教育課程、3)教育の方法・技術に該当する科目である。具体的には、1)については教育社会学、教育基礎論、教育経営学、教育哲学等、2)については教育心理学、生涯発達心理学、学習心理学等、3)については教育方法学等が該当し得る。ただし、科目名称ではなく、実際の教授内容で判断されるものである。

※ 「専任教員養成講習会の開催指針」(令和6年5月24日付医政発0524第1号)の別紙カリキュラム例も参考にすること。上に掲げる1)教育の本質・目標は「基礎分野」に、2)心身の発達と教育課程は「教育基礎分野」に、3)教育の方法・技術に該当する科目は「教育方法各論」に相当する。

※ 専任教員に求められる資質能力を身につけるため、2)のみで4単位以上を満たすのではなく、1)及び3)に該当する科目を2単位以上履修していることが望ましい。

問3-8 専任教員の要件となる「5年以上の実務経験」とは、臨床業務に従事した期間の合計と考えてよいか。

(答)

指定規則第4条第1項第6号において、免許を受けた後法第2条に規定する業務を5年以上業として行った言語聴覚士であることとされているとおりである。

<参考> 言語聴覚士法第2条

この法律で「言語聴覚士」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能または聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

問3-9 医師、歯科医師が専任教員となるにあたり講習会受講等の要件はあるのか。

(答)

専任教員となるにあたり必要となる要件は、言語聴覚士の専任教員について定められているのみで、医師・歯科医師が専任教員になるにあたっての要件は規定されていない。

問3-10 3年制の言語聴覚士養成の短期大学を卒業後、同大学（養成短期大学と設置者が同じ4年制大学）の専攻科へ進学し、教育学に関する科目を4単位以上修め、学位授与機構で学位申請し、学士を取得した場合、専任教員の要件として認められるか。

（答）

認められない。指定規則において、「大学において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学を卒業したもの」又は「大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学院の課程を修了したもの」と示している。ただし、短期大学を卒業後、同大学に進学し、大学の学部学生として在籍して教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学を卒業したものは認められる。

○ 専任教員の臨床能力の向上について

問3-11 専任教員は臨床能力の向上に努めるとあるが、これは努力目標か。それとも定期的な臨床活動が必須となることを示唆するものか。また、雇用者である学校側にこれを実行できるような何らかの指示は出されるのか。

（答）

専任教員の臨床能力の向上は、言語聴覚士学校養成所カリキュラム等改善検討会の議論をもとに指導ガイドラインに規定されたものであり、「専任教員も、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする」のとおり努力規定である。

指導ガイドラインは都道府県知事宛ての通知であり、厚生労働省から各養成所の雇用者に直接指示を出すものではない。しかしながら、都道府県は、指導ガイドラインに基づいて各養成所を指導することから、各養成所は、指導ガイドラインに準拠した教育体制を整えているものと考えられる。

問3-12 専任教員（昼）と専任教員（夜）の兼務は認められるのか。

（答）

昼間部の課程と夜間部の課程について別個に指定を受けているのであれば、それぞれの課程において専任教員の配置基準を満たす必要がある。兼務は認められないとする直接的な規制はないものの、指導ガイドラインの第3の2において、「専任教員1人の1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とする」とされていることに留意されたい。また、大学設置基準及び専修学校設置基準等とも齟齬のないよう注意されたい。

○ 実習調整者について

問3-13 実習調整者は、1学年の学生定員にかかわらず、「1名以上配置すること」で良いか。

（答）

実習調整者は、臨床実習全体の計画の作成、実習施設との調整、臨床実習の進捗調整を行う役割であることから、調整を行う学生の数や実習施設との連携等を勘案した必要数を配置されたい。なお、実習調整者の役割を果たしたうえで、他の業務と兼務して差し支えない。

【4. 第三者による外部評価の実施について】

問4-1 各養成所における自己点検、自己評価では評価結果や質にばらつきが生じる可能性があることから、第三者による外部評価が望ましいと考えられるが如何か。

(答)

貴見のとおり。自己点検及び自己評価は指導ガイドラインにおいて指定する様式を用いて実施するため、その結果には一定の均一性があると考えられるものの、客観的なフィードバックを受けることも教育の質を保証するためには重要であることから、第三者による外部評価を受審することが望ましい。

なお、厚生労働省では特定の評価機関を指定しておらず、各養成所が任意で評価機関を選択して差し支えない。現状では、リハビリテーションに係る教育に特化した評価であるという観点から、一般社団法人リハビリテーション教育評価機構において、5年に1回認定評価を受けている養成施設が多い。

問4-2 養成所は教員資格及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めることとされているが、「5年以内ごと」とはどのような意味か。

(答)

養成所は、第三者評価を定期的に受審し結果を公表することが望ましいが、その受審間隔は最大5年ということであり、各養成所の判断により、たとえば3年目や4年目に再受審しても差し支えない。

【5. 告示 227 号で指定する科目の見直しとその審査基準の新設について】

問5-1 法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目について、通知（令和6年5月24日付け医政医発0524第1号）で示されたその審査基準では、指定規則の「人体のしくみ・疾病と治療」15単位、「心の働き」7単位、「言語とコミュニケーション」9単位に該当する各分野の告示科目が複数明記されているが、告示科目の教育内容や単位数の設定は学校の判断で決めてもよいか。

（答）

審査基準においては、指定科目ごとに単位数を規定せず、指導ガイドライン別表1に示された教育内容のうち「人体のしくみ・疾病と治療」に相当する4科目で15単位、「心の働き」に相当する3科目で7単位、「言語とコミュニケーション」に相当する4科目で9単位と対応させているため、これらの条件を満たせば各科目の単位数は各学校の判断で設定して差し支えない。教育内容については、審査基準において具体的な教科内容及び必須内容が示されているため、これらの審査基準に合致するよう教育内容を設定する必要がある。そのうえで、厚生労働省に協議されたい。

※ 改正後の告示 227 号で指定する科目は、令和9年4月適用となる。「言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目に関する協議等の事務手続について」の改正等について」（令和6年5月24日付け医政医発0524第1号）に示す期日までに厚生労働省に協議すること。

問5-2 告示 225 号、告示 226 号、告示 227 号が一部改正され、令和9年4月1日から適用することとされているが、令和9年4月1日の入学生から改正後の科目を適用すれば良いか。

（答）

告示 225 号、告示 226 号、告示 227 号は、それぞれ法第 33 条第 1 項第 2 号、同第 3 号、同第 4 号に規定された受験資格を得るための科目を示したものであることから、令和9年4月1日以降に国家試験を受験する者は、国家試験受験の時点で、一部改正後の告示 225 号、告示 226 号、告示 227 号の科目を履修している必要がある。

なお、告示 227 号の科目については、「言語聴覚士法第 33 条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目に関する協議等の事務手続について」の改正等について」（令和6年5月24日付け医政医発0524第1号）において、適用する年度の前年度の12月末日までに指定科目の履修に関する協議を提出することとしているが、令和6年4月1日において現に、一部改正告示（令和9年度以降の言語聴覚士国家試験より適用）に掲げる全ての科目を履修する予定である者が在籍している大学等については、当該学生が履修する科目の協議手続きを令和6年12月末日までに行うことで差し支えない。

【6. 国家資格の受験資格取得のための要件について】

○ 受験資格について

問6-1 受験資格として新たに「学士の学位を有し、学校教育法に基づく大学院において二年以上修業し、かつ、法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者」が設けられたが、大学院としての課程（修士、博士）は問わないのか。

(答)

学士の資格を得た後に大学院における2年以上の修業と厚生労働大臣の指定した科目を修めて修了した者が要件であり、大学院の課程の種類は問わない。

【7. その他について】

問7-1 今回の改正において、養成所に備えるべき機械器具等に追加されたものがあるが、それらについて、何年までに備えればよいか。

(答)

特段の規定はないものの、指定規則の新カリキュラムが適用される学生に対する教育に支障のないように、順次準備されたい。

問7-2 養成所に備えるべき機械器具等のうち一部については、実習施設にある場合は養成所に備える必要がないとされるが、養成所内での演習等において教育上必要な備品もあると思うが如何。

(答)

指導ガイドライン別表2備考において「臨床実習施設において使用できる場合には、養成所において有することを要しないこと。」とされている機械器具等については、養成所に備えることを必須としていない。しかしながら、個々の養成所が、学生への学修効果を考えたうえで、学内実施の演習等のために養成所に設置することが必要と考える場合には、養成所に整備されたい。